

区域外就学承諾基準

事 由	許 可 条 件	添 付 書 類	許 可 期 間	許 可 学 校	備 考
年度・学期途中で転居した場合	小学校1～5年，中学校1～2年の中途に転居した場合で，通学に支障がないこと	学年を越える許可の場合は学校長の意見書	原則は，学年末まで	従前の学校	
	小学校6年，中学校3年生の中途に転居した場合で，通学に支障がないこと		卒業まで	従前の学校	
住所の移転が確定した場合	近い将来転居することが確定しており，あらかじめ転居先の学区内に就学する場合	建築確認書または賃貸契約書等	実際の転居日まで	転居予定地の学校	
住宅建築による登記，公庫融資のための住宅等完成前に住民票を異動した場合	住宅完成まで前の住所地の学区に就学を希望する場合で，住宅等完成後転校する事が確実な場合		実際の転居日まで	従前の学校	
身体的理由による場合	治療のため院内学級へ入級の場合		入級の期間 (病状回復まで)	院内学級該当校	
	難聴学級へ入級の場合			難聴学級該当校	
地域的理由による場合	地理的条件から住所地の小中学校へ通学することが困難である場合又は危険である場合 通学距離，通学時間あるいは交通機関の便からみて，やむを得ない場合		条件が整うまで	適当と認めた学校	
劇団で地方公演をしている場合			公演をしている期間	居住区域の学校	
常石ともに学園へ就学する場合	同学園に就学を希望する場合で，通学に支障がないこと		希望年度の4月1日から卒業まで	常石ともに学園	
教育的配慮を要する場合	債権者に追われて住民票の異動ができない場合	居住地を確認できる書類	必要と認めた期間	適当と認めた学校	
	その他教育委員会が必要と認めた場合				

(昭和59年 4月 1日 制定) (平成26年 6月10日 改正)
 (平成 2年 4月 1日 改正) (令和 4年 4月 1日 改正)
 (平成 6年 4月 1日 改正)
 (平成 8年 2月 1日 改正)
 (平成17年11月 7日 改正)